

○第四十三回国会 参議院會議録第二十六号

昭和三十八年六月十九日 参議院会議録第二十六号 議長の報告

示人精神

する。法律案（郡村監一君外十三名提

総調書(その1)

秋山 長造	伊藤 顯道
船葉 誠一	大河原 一
大倉 精一	大森 創造
大矢 正	岡 三郎
岡田 宗司	加瀬 完
加藤シヅエ	龜田 得治
木村 昭八郎	北村 暢
久保 等	小酒井 義男
小林 武	小柳 勇
近藤 信一	佐多 忠隆
佐野 芳雄	柴谷 要
杉山 善太郎	鈴木 強
鈴木 壽	田中 一
千葉千代世	千葉 信
格 繁夫	鶴岡 哲夫
戸叶 武	豊瀬 慎一
中田 吉雄	成瀬 麟治
野上 元	野々山 一三
野澤 勝	羽生 三七
林 虎雄	藤田 進
藤原 道子	松澤 兼人
松本 賢一	松本治一郎
光村 甚助	森 元治郎
安田 敏雄	柳岡 秋夫
山本伊三郎	大和 与一
横川 正市	吉田忠三郎
渡辺 勘吉	浅井 亨
石田 次男	和泉 覚
牛田 寛	鬼木 勝利
柏原 ヤス	小平 芳平
渋谷 邦彦	鈴木 一弘
中尾 辰義	二宮 文造
原島 宏治	北條 篤八
市川 房枝	大竹平八郎
奥 むめお	佐藤 尚武
高瀬 莊太郎	林 堀
村上 義一	森 八三一
山高しげり	赤松 常子
曾称 益	田上 正衛

田畑 金光 高山 恒雄
中村 正雄 永末 英一
向井 長年 基 政七
須藤 五郎 鈴木 市藏
野坂 参三
参議院議長重宗雄三殿

長雨等による被害の緊急措置に
関する決議

梅雨前線の活動によつて本年四月下旬から降りはじめた稀有の長雨のため、西日本一帯にわたり農作物は未曾有の被害をこうむり、麦類のごときは、実に明治以来の凶作であるとき、さういわれ、更に五月下旬の関東地方における突風及び降ひより等による各種農作物等の被害またはなほだしく、被災農家の苦難は言語に絶し、国民生活の安定に重大な影響を招くことを憂慮するものである。

事態の重大性にかんがみ、政府は、すみやかに被害の実態を明らかにし、これに即応して救済災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律その他既定の諸法律の施行に万全を期するはもちろ、新たに必要な立法措置を講じ、被災者の営農の再建及び生計の安定、今後の米、果樹、なたね、そ菜、飼料等農産物の生産、供給の確保及び地方財政の援助等万般の事項にわたり、財政的、資金的及び資材的諸措置に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

「辻武寿君登壇、拍手」

○辻武寿君 私は、ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公

明会、第二院クラブ、民主社会党及び日本共産党の共同提案にかかる「長雨等による被害の緊急措置に関する決議案」について、発議者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

長雨等による被害の緊急措置に
関する決議(案)

梅雨前線の活動によつて本年四月下旬から降りはじめた稀有の長雨のため、西日本一帯にわたり農作物は未曾有の被害をこうむり、麦類のごときは、実に明治以来の凶作であるとき、さういわれ、更に五月下旬の関東地方における突風及び降ひより等による各種農作物等の被害またはなほだしく、被災農家の苦難は言語に絶し、国民生活の安定に重大な影響を招くことを憂慮するものである。

事態の重大性にかんがみ、政府は、すみやかに被害の実態を明らかにし、これに即応して救済災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律その他既定の諸法律の施行に万全を期するはもちろ、新たに必要な立法措置を講じ、被災者の営農の再建及び生計の安定、今後の米、果樹、なたね、そ菜、飼料等農産物の生産、供給の確保及び地方財政の援助等万般の事項にわたり、財政的、資金的及び資材的諸措置に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

以上であります。

次に、その趣旨を申し上げます。

すでに御承知のように、本年は、梅雨前線の活動が例年よりきわめて早く、関東以西の西日本一帯にわたって

四月下旬から雨が降り始め、五月中の降雨日数は気象台創設以来といわれる二十五日に達し、降水量は平年の一・五倍ないし二倍くらいとなり、したがって、日照時間も少なく、平均気温が高かつたため、高温多湿の状態が続いたのであります。このため、麦類のごときは登熟の初期から湿害を受けて、登熟が阻害された上、過去にその例を見ないほど赤カビ病が蔓延し、さらに湿害による早枯れが起こり、その上、集中豪雨による浸水及び冠水の被害が加わって大被害をこうむり、空前の大減収と唱えられ、明治以来の凶作といわれているのであります。さらにまた、菜種、春植のバレイショ、エンドウ、ソラマメ、野菜、果樹等につきましても、病害、生育不良、腐敗、授精不良等、実に著しい被害の発生を見ているのであります。農林省が昨日発表した長雨による農作物被害の合計は、実に七百二十六億円の巨額に達しており、しかも、長期予報によれば、今後も連続降雨が見込まれておりますので、その被害は、ますます拡大するものと懸念されているのであります。この被害額は、実に容易ならぬものであります。これを過去の実績に徴してみても、冷害と水害に痛めつけられた昭和三十八年の災害における農作物被害は五百二十二億円、伊勢湾台風のある昭和三十四年は六百二十六億円、第二室戸台風のあった昭和三十六年は九百三十一億円であり、これらの世を襲った激甚災害のあった年の年間の農作物の総被害額に比べ、今回の災害の規模がいかに甚大であるかがしるべいのであります。

また、去る五月二十二日、埼玉、群馬及び栃木の三県にわたって、突風を伴う降ひよりが突発し、死者、重軽傷者等の人的被害を初め、建物等に大きな被害を与えたほか、麦、野菜、果樹、大麻、桑等の農作物、並びにビニール・ハウス等の施設に甚大な被害を与えたのであります。たとえは、養蚕農家のごときは、上簇期の十日前にひより害を受け、みすみす大幅な減産を余儀なくされたのであります。

さらに、決議文に「五月下旬の関東地方における突風及び降ひより等」

特に「等」という字句を挿入いたしましたのは、北海道が五月下旬の強風によ

り十七億円の農作物被害を受け、

また、奄美群島において早魃により約

六億円の農作物被害を受けているから

であります。これらの被災者各位の

苦難と失意を考えますとき、私は断腸

の感にたえないのであります。心から

御同情を申し上げます。わが

国民生活の安定に及ぼす影響を考えま

すと、まことに暗たんたる思いであり

ます。

本院におきましても、十日以降、中

国、四国、九州及び関東の被害調査の

ため、委員派遣が行なわれたのであり

まして、これら派遣委員の御報告に

よつて事情はさらに明らかにされるこ

とに深刻であります。単に政府の措

置を傍観してその解決をゆだねるに忍

びないのであります。したがって、い

て、私も、この際一日も早く政府

を促して被害の実態を明らかにし、

万全の対策を確立し、もつて被災者の

諸君が再び新たな希望と意欲をもつて

安心して生業に、いそしまれることを

期す。

以上を述べたのであります。

以上を述べたのであります。

昭和三十三年六月十九日 参議院會議録第二十六号 長雨等による被害の緊急措置に関する決議案

念願して、同志とともに本決議案を提案した次第であります。

次に、これが内容について概略を申し上げます。

今回の長雨等による被害は、その性質上、農作物が全面的に広範かつ深刻な被害を受けたことがその特徴であります。したがって、その様相は風水害などの場合に比べてかなり異なっていると考えられるのであります。災害対策につきましては、すでにいろいろな制度がござりますが、たとえば麦の被害につきましては農業災害補償法による共済金の概算払いの道もあり、さらに進んで、損害評価を急ぎ、共済金支払いの措置をできるだけ早く進められたいのであります。

また、災害融資については、天災融資法の発動並びに激甚災害特別措置法の適用の問題がござります。これらは、その指定基準並びに従来の運用の経過から見ても、当然実施されるものと考えられるのでありますが、その一日も早い実施が望まれるのであります。

さらに、この制度におきましては、当年間の収穫量だけを問題にしており、すなわち、果樹、桑等の永年作物の後年度への影響や、平年度以上に必要となつてくる農産物の経費、あるいはビニール・ハウス等の損害などは考慮されていないのであります。したがって、収穫量の減収の割に、これらのための資金を多額に要する農家にしてみれば、融資は、はなはだ不足しているばかりでなく、償還期限が短い上、据置期限が認められておらず、また災害の実態から金利を引き下げる必要がある等の問題が考えられるのであります。政府におかれましては、これら

の問題をこの際十分実情に沿う措置を實行されたいのであります。

これらの点を考慮しつつ、激甚災害特別措置法等、既定のもろもろの関係法律の施行に万全を期するはもとより、事態によつては、すみやかに新たな立法措置を講ぜられることにやぶさかであつてはならないのであります。

さらに、種苗及び飼料等の資材対策、等外麦対策、飯用麦対策等についていろいろ強い要請のあることは、すでに周知のとおりであります。よつて、政府は、これらの問題についても十分考慮を払い、財政的、資金的及び資材的なものもろの措置に遺憾のないことを強く要請するものであります。

かくして被災者の農家の再建及び生計の安定をはかり、あわせて地方財政の援助に最善を尽くすとともに、野菜等必需農産物の被害によつてその出回りが減少し、価格が値上がりして、国民生活に不安を來たすようなことも、できるだけ防止すべきであります。

さらに、この際特に憂慮されますことは、この長雨等がもたらすいろいろな原因によつて生ずる、今後の稲作を初め、果樹や野菜に及ぼす影響であります。万一年後これら作物が正常な発育を阻害されるようなことがありまふと、これこそ一大事だと言わなければならぬのであります。今や農家の関心も大いにここに注がれております。政府におかれましては、思いをこにいたし、今までの被害の対策とともに、來たるべき作物の生産の確保のため、万全の措置をとられることを強く希望いたしますのであります。以上をもつて提案趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。藤野繁雄君。

○藤野繁雄君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました「長雨等による被害の緊急措置に関する決議案」について、賛成の討論をいたします。

今次の長雨は、提案者から説明されましたように、気象台始まつて以来の異常なものでありまして、関東以西の広範囲に及び各地方において、登熟期に入つた麦を初め、一番大事な生育期のすべての農作物はきわめて重大な被害を受けたのであります。現在でその農作物被害額七百二十六億圓は、過去の最高である三十六年の第二室戸台風による被害額五百三十八億圓と比べましても、農作物被害としてはまさに空前のものであります。これらの地帯の被災農家は、物心両面にわたつて致命的な打撃をこうむり、自失の状態に陥り、明日への希望を失ひ、まことにお気の毒な状態にありまして、御同情にたえない次第であります。

また、先般関東地方を襲いました突風及び降ひの害も、地域こそは限られておりますが、その被害は、はなはだ深刻であり、なお、北海道の干害、強風害、奄美群島の干害等の被災者に対しても、御同情にたえません。この際、私はこれらの被害農家の皆さんに心からなるお見舞いを申し上げる次第であります。

さらに、被害がかなり広範かつ深刻でありますため、国民生活に及ぼす影響の大なることを憂えるものであります。政府は、この重大な事態に対処

するため、すでに本月七日、農林省に臨時災害対策本部を置き、また十四日には中央防災会議を開いて、重大なる決意をもつてその対策に万全のかまえない次第であります。

政府が現段階において意図されておられます災害対策の主要につきましては、先日当院の本会議において同僚議員によつて行なわれました緊急質問によつて、大体うかがひ知ることができたのであります。したがって、今回の長雨等による災害は、日がたつに連れ、その被害はますます拡大するものと、深刻の度を加えておるのであります。したがって、政府は決意を新たにしまして、既定の諸制度の運用に万全を期することはもちろん、今後の事態に即応して新しい施策を講ずべきであります。

天災融資法及び激甚災害特別措置法につきましては、これを長雨災害に適用する意図をもつて準備が進められておりますが、その発動にあたつては、特別被害者としての金利の適用されまふよう強く要望いたします。

また、引き続き悪天候が、來たるべき稲作等の夏作物に重大な影響を及ぼすことが懸念されますから、これを防止する対策を講ずべきであります。

また、自作農維持資金のワクの拡大及びその弾力的運用、農家の旧債の償還の緩和、種苗及び飼料等の資材対策、その他、等外麦対策、農業災害補償制度における共済金の概算払いや損害評価の問題、飯用麦の確保、税の減免、地方財政の援助等、諸般の問題が当面の課題となつておりますことは、

御承知のとおりであります。

私は繰り返して申し上げます。気象庁の長期予報によれば、今後の天候も依然不順であるといふことであり、今後、稲作、果樹、蔬菜その他の農作物等の生産の確保措置並びに農産物の消費者対策については、特に注意を払わねばなりません。

終わりに、私は、政府の今日までの労を多とするとともに、事態の推移に応じて一段と政府の御努力を要望いたします。賛成の討論をいたすものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 小宮市太郎君。小宮市太郎君登壇、拍手。

○小宮市太郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になりました「長雨等による被害の緊急措置に関する決議案」に対し、賛成討論を行なうものであります。

今次、西日本一帯にわたつて降り続いた記録的な長雨により、農作物の被害は、戦後最大の七百二十六億圓と報道されております。これから本格的な梅雨期を迎えるのであります。当分天候の好転は望めない状態で、被害は、今後の米、果樹、蔬菜等にも及び、ますます増大することも明らかであります。

ります。特に、麦類、菜種等は、開発から登熟期に当たったため、被害及び病害による被害が激甚で、収穫皆無にひたしい状態であり、今や農村は、笑いを忘れた重苦しい空気に包まれております。今日まで、困難な自然現象と戦いながら、営々として生産に傾注して参りました農民も、この大災害に遭遇し、ぼう然として自己の農業経営に自信を失いつつあります。

さきに制定されました農業基本法は、「農業と他産業との間において、生産性及び農民の生活水準の格差をなくし、農民が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことが出来るようにすることが、農業及び農民の使命にたるべきものである」といつております。「公共の福祉を考慮するわれら国民の責務に属する」ともいつてゐるのであります。しかるに、格差のは正はおろか、現実には差格をさらに拡大しつつあるものであります。

政府は、昨日の閣議において、農林省の考へてゐる対策として、(一)天災融資法を発動するほか、中央防災会議で災害激甚地の指定の手続をとり、来年の種子の確保に努める。(二)飼料の払い下げ(政府手持ちのフスマなどを出す)。(三)共済金仮払いの実施、(四)被害にかかった麦は、えさに使ふもののほか、えさにも使えないものについては無収穫の欠損として取り扱う。(五)飯用の麦は県ごとにまて、精麦工場から農協へ直接渡せるようにし、キロ当たり十円ぐらゐ安く売るようにする。(六)米の予約金を石当たり二千円程度前渡しする。こゝういふ説明をしておりま

できるだけ早く手を打つとのことではあります。これはまことにけつこうな措置と存じますが、農林省はいつも災害を値切る傾向があります。さういふことの絶対にならないように、ここに注意を喚起しておきたいのであります。こゝで私は、各種制度融資について一言しておきたいと思ふのであります。農民の大方は、すでに融資の返済を迎へて、その限界に達して、財政援助等に関する既定の諸法律の施行に万全を期して、なお救いがたい状況であります。被害を受けた損失は返すべくもありません。この際、被害農民に対する社会保障という面を含め、特に長期無利子の融資をする、抜本的な、新たな立法措置が必要であると痛感するものであります。さらに、地方財政の援助につきましても緊急措置を講ぜられることを前提としたしまして、本決議案に賛成するものであります。

政府におかれましては、この決議案の趣旨に沿つて、一刻も早く、農業経営の安定と、農民の生産意欲を高め、安心して農業に従事できるよう、最善の措置をされんことを強く要望いたしまして、討論を終ります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。(拍手)

ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められました。重政農林大臣。

〔国務大臣重政誠之君登壇、拍手〕
○国務大臣(重政誠之君) ただいま、長雨等による被害の緊急措置に関する決議がございましたが、政府といたしましては、御決議の御趣旨を尊重いたし、災害農家の救援と農業の再生産の確保のため、全力をあげて対処をいたし、緊急措置の迅速な実施に努める方針でおるものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第二、地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長長石谷憲男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 重宗雄三君

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法

律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に定める場合を除くほか、財務規定等の一部(財務規定等のうち第十七条の二以外の規定をいう。以下同じ)は、地方公共団体の経営する企業のうち政令で定める事業で、常時雇用される職員の数が百人以上のものに適用する。

第八条第一項第四号中「及び証書類」を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

(事務の委任)
第十三条の二 管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することが出来る。この場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(長期貸付け)
第十八条の二 地方公共団体は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることが出来る。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定により長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、翌事業年度以降において、予算の定

めるところにより、一般会計又は当該他の特別会計に償還しなければならない。

第十七条中「特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」とを「特別会計を設けて行なうものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(独立採算)
第十七条の二 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることが出来る。

第二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、現金取扱員は、置かないことができる。

第三十条中第二項を削り、第三項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付す

昭和三十一年六月十九日 参議院會議録第二十六号

地方公営企業法の一部を改正する法律案 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

八二二

るにあつては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて提出しなければならない。

第三十四条の二見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条本文中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「財務規定等」を「財務規定等又は財務規定等の一部」に改める。

第三十九条の三第三項中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「財務規定等」を「財務規定等又は財務規定等の一部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律の規定中第十三条の次に一条を加える改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第二項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の第十七条から第十八条の二まで及び第三十条第二項から第五項までの規定は、昭和三十一年年度の事業年度の予算及び決算から適用する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「政令で定める公営企業」を「公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三

項の規定に基づき政令で定める事業を除く。)」で政令で定めるものに改め、同条第二項中「地方公共団体が行う事業」の下に「地方公営企業法第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定により同法の規定の一部が適用される企業を除く。」を加える。

4 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第八号中「第三項」を「第四項」に改める。

5 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

〔石谷憲男君登壇、拍手〕

〇石谷憲男君 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公営企業の健全な発展を期するため、地方公営企業法の財務に関する規定の適用範囲をさらに拡大するほか、若干の関係規定の整備をはかるものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、病院、市場等いわゆる準公営企業についても、その企業の経営

成績及び財政状態を明確にさせるため、常時雇用する職員の数が百人以上のものに、地方公営企業法の規定のうち、独立採算にかかる規定を除く財務に関する規定を適用すること。

第二に、同一地方公共団体内における地方公営企業の管理者相互間に事務の委任を認めること。

第三に、繰入金に関する規定を整備して、特別会計と一般会計との関係を明確にすること等であります。

本委員会におきましては、五月七日、提案理由の説明を聞いた後、篠田自治大臣、宮澤経済企画庁長官、統部運輸大臣及び政府委員との間に、交通事業、病院事業等の赤字再建対策等につき、熱心に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細は會議録に譲ります。

六月十三日質疑を終局し、六月十八日討論に入りましたところ、西郷委員は、本法案に賛成の旨を述べられ、なお、次の附帯決議案を提出されました。その内容は、

政府は、地方公営企業の国民生活に占める地位の重要性にかんがみ、その健全な発展を期するため、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一、地方公営企業を運営する地方公共団体のうちとくに必要があると認められるものについては、地方公営企業の経営の基本方針等を審議する機関を設置するよう勸奨しようとする等、適当な指導を行なうこと。

二、地方公営企業中、その事業の態容及び企業経営の現状から、地方公共団体の一般会計においてその赤字の一部を補てんすることを適

当とする場合等においては、国においてもその地方公共団体に対し必要な財政援助の措置を講ずること。

と。以上のようなものであります。

かくて討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定し、次いで附帯決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、この附帯決議に対し、篠田自治大臣より、決議の趣旨を体して善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〇議長(重宗雄三君) 日程第三、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長光村基助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右 国會に提出する。

昭和三十一年五月二十八日 内閣総理大臣 池田 勇人

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

十三 一般の需用に応じ電気を供給する事業を営む会社の発行する社債(政令で定めるものを除く。以下この条において「電力債」という。)

第三條第二項を次のように改める。

2 前項の規定により金融債又は電力債に運用する積立金の額は、それぞれ、次に掲げる額をこえてはならない。

一 金融債にあつては、積立金の総額の百分の十に相当する額

二 電力債にあつては、積立金の総額の百分の五に相当する額

第三條第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項及び前項の規定は、積立金を電力債に運用する場合に準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〇光村基助君登壇、拍手

ただいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立

金の運用に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本改正案の趣旨は、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用利回りは、民間生命保険等と比較して相当下回っており、事業本来の目的を十分果たし得ないばかりでなく、新規契約の募集推進上にも大きな制約となっている実情でありますので、その運用の範囲を拡張し、資金の効率的運用と経営の健全化をはからうというのであります。

本改正により、新たに融資の対象となりますのは、電力会社の発行する社債でありまして、その運用にあたりましては、金融債に対する場合と同様の趣旨で、その保有限度、買入れ条件等の規定を設けております。

通信委員会におきましては、郵政、大蔵兩当局に対し、事業経営の将来の見通し、民間保険との運用利回りの格差、余裕金運用の改善策、範囲拡張を電力債に限った理由、福祉施設及び今後の増強対策等の質疑を行ない、慎重審議をいたしました。

かくて質疑を終了し、討論に入りましてしたところ、日本社会党を代表して野上委員より、

今回の簡易生命保険及び郵便年金積立金運用法の改正は、兩事業の體質改善に一步をふみ出したものであるが、いまだ充分とは言えない。

よつて政府は、さらに加入者の負担の軽減をはかるため、運用範囲の拡張、余裕金運用の改善等必要な措置を検討し、これが推進に努むべきである。

右決議する。

昭和三十八年六月十九日 参議院会議録第二十六号

この附帯決議を付して本案に賛成、自由民主党を代表して鈴木委員より、本案及び野上委員提案の附帯決議に賛成する旨の発言があり、討論を終え、採決の結果、全会一致をもって附帯決議を付して原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

出席者は左の通り。

議員	森 八三三君	渡谷 邦彦君
牛田 寛君	沢田 一精君	
林 堀君	野知 浩之君	
大竹平八郎君	鈴木 一弘君	
中尾 辰義君	鳥島徳次郎君	
赤間 文三君	加賀山之雄君	
浅井 亨君	北條 雋八君	
増原 恵吉君	鈴木 恭一君	
奥 むめお君	高瀬在太郎君	
上原 正吉君	古池 信三君	
松平 勇雄君	最上 英子君	
市川 房枝君	小林 篤一君	
二宮 文造君	小平 芳平君	
岩沢 忠恭君	河野 謙三君	

三木與吉郎君	村上 義一君
佐藤 尚武君	白木義一郎君
辻 武寿君	野田 俊作君
中田 正孝君	笹森 順造君
山上川アキ君	北口 龍徳君
山崎 亨君	丸茂 重貞君
源田 実君	熊谷太三郎君
川野 三曉君	亀井 光君
天竺 良吉君	石谷 憲男君
植垣弥一郎君	徳永 正利君
井川 伊平君	鹿島 俊雄君
仲原 善一君	中野 文門君
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君
竹中 恒夫君	鈴木 万平君
村上 春蔵君	山下 春江君
山本 利壽君	武藤 常夫君
館 哲二君	佐藤 芳男君
青柳 秀夫君	平島 敏夫君
鍋島 直昭君	堀 末治君
藤野 繁雄君	新谷寅三郎君
西郷吉之助君	紅露 みつ君
木内 四郎君	杉原 荒太君
田中 茂徳君	大野木秀次郎君
寺尾 豊君	植竹 春彦君
平井 太郎君	西川甚五郎君
井野 碩哉君	日高 広為君
大谷 實雄君	小西 英雄君
上林 忠次君	田中 啓一君
野上 進君	温木 三郎君
山本 杉君	川上 為治君
米田 正文君	谷口 慶吉君
北島 教真君	金丸 富夫君
櫻井 志郎君	松野 孝一君
柴田 栄君	大谷藤之助君
江藤 智君	稲浦 鹿蔵君
石井 桂君	塩見 俊二君
井上 清一君	岡村文四郎君
加藤 武徳君	鯛木 亨弘君
梶原 茂嘉君	小林 武治君

高野 一夫君	吉武 恵市君
高橋 衛君	草葉 隆圓君
石原幹市郎君	小柳 牧衛君
中山 福蔵君	小山邦太郎君
林屋亀次郎君	那 祐一君
安井 謙君	高橋進太郎君
木村篤太郎君	津島 壽一君
斎藤 昇君	小宮市太郎君
矢山 有作君	野々山二三君
柳岡 秋夫君	長谷川 仁君
瀨谷 英行君	吉田忠三郎君
渡辺 勘吉君	村山 道雄君
田中 清一君	大森 創造君
佐野 廣君	後藤 義隆君
林田 正治君	武内 五郎君
小柳 勇君	北村 暢君
横山 フク君	伊藤 顯道君
光村 基助君	岡 三郎君
大倉 精一君	藤田藤太郎君
中村 順造君	下村 定君
加藤シヅエ君	木村禧八郎君
阿部 竹松君	戸叶 武君
久保 等君	岩間 正男君
須藤 五郎君	鈴木 市蔵君
小林 芳雄君	松本 賢一君
佐野 恒雄君	杉山善太郎君
高山 敏雄君	野上 元君
安田 敏雄君	千葉千代世君
山本伊三郎君	基 政七君
横川 正市君	鈴木 強君
相澤 重明君	田上 松衛君
藤田 進君	亀田 得治君
阿具根 登君	近藤 信一君
天田 勝正君	米田 勲君
成瀬 暢治君	中田 吉雄君
小酒井義男君	佐多 忠隆君
藤原 道子君	村尾 重雄君
椿 繁夫君	大和 与一君

松本治一郎君 羽生 三七君
赤松 常子君 曾祢 益君
國務大臣
農 林 大 臣 重政 誠之君
郵 政 大 臣 小沢久太郎君
政府委員
郵政省簡易 田中 鎮雄君
保険局長
自治政務次官 藤田 義光君

〔第二十三号参照〕
審査報告書
海運業の再建整備に關する臨時措置法案
右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月四日
運輸委員長 金丸 富夫
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、企業内容が極度に悪化し、また企業間に過当競争の傾向がみられる海運業の現状にかんがみ、海運業が将来にわたつて国民経済における使命を遂行しうるようその再建整備を図るため、一定の企業集約を行ない、また五年以内、減価償却の不足を解消することが確実と認められ、かつ、市中金融機関からも利子の支払猶予について協力がえられるものに対し、外航船舶の建造にかかるとる日本開発銀行の融資残高に対する利子の支払を五年間猶予することとを骨子とするものであつて、適当な措置と認める。

